

事務連絡
平成19年8月7日

地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局
警備課長 畠山 学

入管法違反外国人の収容に係る注意点について

入管法違反外国人の事件処理については、収容の上、退去強制手続を執ることが原則ですが、社会的な弱者については、在宅措置の上、違反調査を進め、審判担当部門と連携して引渡日に仮放免をする等により、実質的な収容を行わないなど柔軟かつ慎重に対応する必要があります。

こうした観点から、摘発、出頭申告、身柄引取り等の各場面において、容疑者を実際に収容するのか、いったん在宅措置としてじ後の事件処理を行うのかは、慎重に判断を下す必要があります。

については、首席入国警備官が下記の者についてあえて収容する必要があると判断した場合には、貴局・支局次長、又は同次長が不在の場合には貴職の了解を得て措置するよう御配慮をお願いします。

併せて、下記4の者に対する措置に当たっては、基本的に監護養育している者を在宅措置として幼児・児童の監護養育を続けさせることとし、安易にその幼児・児童を児童相談所に保護依頼することのないように願います。

記

- 1 人身取引の被害者の疑いのある者
- 2 未成年者
- 3 傷病者等通院・入院等の必要のある者
- 4 幼児・児童を監護養育している者
- 5 その他社会的に弱者とみなされる者

本信写し送付先

入国管理センター所長